

# シュジェ・ド・サン＝ドニの修道院統治

小 崎 閔 一

## I

シュジェ・ド・サン＝ドニ (Sugerius, Suger de Saint-Denis) は1122年から死ぬ1151年までの30年に亘ってサン＝ドニ修道院長を務めたかわら、ルイ6世及びルイ7世という2代に亘るフランス国王の顧問官として王国の対内的・対外的諸政策に深く関与し、とりわけルイ7世の第2次十字軍出征中 (1147～1149年) は王国の摂政として王国統治の最高責任者の地位にあった<sup>1)</sup>。その人柄と政治家としての彼の力量は、例えばイングランド国王ヘンリー1世やクレルヴォー修道院長ベルナルなどの同時代たちが、敵味方を問わず、ほとんど一様に絶賛するほどのものであった<sup>2)</sup>。またサン＝ドニ修道院長としてのシュジェは、修道院財政の建直しを図る一方で、修道士の生活を改善しながら彼らの規律を回復し、さらには建築史上最初のゴシック様式である壮麗な付属教会の再建を成功に導いた。

彼の生きた時代 (1081～1151年) は、フランスはもとよりヨーロッパ全体が深刻な社会的変動を経験しつつある時代であった。即ち、叙任権闘争を頂点とする教会改革の時代であり、身分を問わず貧富を分たずあらゆる階層の人間をエルサレムへの情熱に駆立てた十字軍の時代であった。あるいはまた、商業交易活動の復活興隆に伴って、各地に経済的拠点を成し自治権を獲得するコミューンの時代であり、著しい人口の増加と技術の発達を反映する開墾の時代であった。こうした激しく揺れ動く社会にあってシュジェは、例えばオルデリック・ヴィタールやギベール・ド・ノジャンのように社会の変貌しゆく様を冷静に、しかし一定の距離を保った局外から観察し記録するというのではなく、常に第一線にあって自ら世の変化の先頭に立って進んだと言いうことができる。しかも彼の場合、教会人でありながらも、ベルナル・ド・クレルヴォーのように自らの背に神を負って他を圧倒せずにはおかない峻烈な厳肅主義者でもなく、あくまで妥協と調和を念頭にかけたすくなくて実際の政治家たり得た。それ故にこそ、彼は「平和の再興者」として紛争の調停に卓抜の手腕を発揮し、

生存中より民衆からも諸侯からも「国父」(pater patriae)の尊称を与えられたのである<sup>3)</sup>。

このようなシュジュの人物像については既に幾つか研究書もあるが、ここでは彼の修道院統治という側面に限って、サン＝ドニ修道院の置かれた現実の状況に彼がどのように対処したかということについていささかの考察を試みる。その際、主として依拠する史料は、彼が1144年頃から1149年にかけて記述した *Liber de rebus in administratione sua gestis*<sup>4)</sup> であるが、これはその表題の通り、サン＝ドニにおける彼の統治記録であるとともに、12世紀前半のイール＝ド＝フランス地方の農村の実態、所領経営の実情を知る上で第一級の史料的価値を有するものである。

## II

サン＝ドニ修道院におけるシュジュの前任者たち、即ちイヴ（在位1071～1094年）及びアダム（在位1099～1122年）の時代を通じて、サン＝ドニの財政状態は悪化の一途を辿った。このこと自体は、11世紀後半以降、急速な貨幣経済の浸透に巻き込まれたクリューニーを初めとするベネディクト派大修道院にはほとんど例外なく共通する現象である。例えば、ピエール・ル・ヴェネラブルの院長就任時（1122年）のクリューニーでは、修道士の必要とする生活物資の4分の1しか自己の所領からは上げ得ていなかった。クリューニーで消費されるパンと葡萄酒を購入するための支払代金が年間1,000リブラの多額に上ったと言われる<sup>5)</sup>。サン＝ドニもこうした例に洩れなかったわけであるが、サン＝ドニの場合さらに加えて、修道院内部の秩序が世間の悪評を招くまでに著しく紊乱していた。この点に関しては、ピエール・アベラールとベルナルド・クレルヴォーという12世紀を代表する思想家であり、しかも凡そ性格を異にする2人の人物がよくその事情を伝えている。

まずアベラールは、シュジュの前任院長アダムの最晩年にサン＝ドニの修道士であったが、この当時のサン＝ドニの様子を *Historia calamitatum* の中で次のように証言している。

「私の入ったその修道院には当時甚だ乱脈で世俗的な生活が行われていた。地位において一番上に立つ院長自身が行状において最も劣り、世間の評判が香しくなかった。目に余る彼らの非行を、時には私的に、時には公の席上でしばしば強く難じたので、私はすべての人々から極めて厄介視され、また憎まれていた。」<sup>6)</sup>

一方ベルナルは1125年に書いた *Apologia ad Guilelmum* の中で、直接シュジェとは名指しをしてはいないけれども、明らかにシュジェと分る形でその世俗的な虚飾ぶりを非難している。彼の目撃したシュジェは60人以上の随員と馬を従がえ、凡そ魂の牧者とは縁のない世俗支配者の如くであったと言う<sup>7)</sup>。そして後に彼がシュジェに宛てた書簡の中でも、この当時のサン＝ドニ修道院を「ウルカヌスの仕事場」よりも悪く、まるで「サタンの会堂」であったと述べている。

「昔からあなたの修道院は王の威厳を備えた高貴な修道院であった。そして国王の宮廷と軍隊に奉仕してきた。いかなる欺瞞も遅滞もなく、自己の義務をカエサルには果たしたが、しかし神に対して負うべきものを同様の熱心さを以て果すことはなかった。……人の話では、修道院の回廊にはしばしば兵士が群り、商いがそこで行なわれ、言い争う人々の声が響き渡り、時として女性の姿が見出される。」<sup>8)</sup>

これらの表現には多少の誇張はあるにしても、とにかくシュジェの院長就任当時のサン＝ドニの状況を物語るものであろう。しかし同時にこの同じ書簡の中でベルナルは、シュジェが速やかに修道院改革に乗出し、ベルナルの予想と期待を遙かに上回って、サン＝ドニの肅正を断行したことを驚きと称讃を以て表明している。今一度ベルナルの証言を聞けば、

「しかし今やすべてが全く違っている。そこでは神が祈念され自制が修養され、規律が守られ、信仰に関する読書が奨励されている。何となれば、今では沈黙が破られることもなく、俗事のあらゆる喧騒から離れた静寂が人々の心を天上の思念へと誘っている。しかも自制の苦勞、規律の厳格さが讚美歌と詩篇の甘美な調べによって和らげられている。過去に対する羞恥心がこの新しい生活態度の厳しさを促している。」<sup>9)</sup>

実際、ベルナルの *Apologia* に触発されたものか否かは定かでないが、1127年以降、シュジェは修道院の改革に着手し、彼自身を含めて修道士の綱紀の肅正に努めた。この内部改革がどれほど徹底したものであったかについては、他ならぬベルナルをして「たとえあなたを知らぬ者でも、以前のあなたと現在のあなたとの間の変化がいかに大きいかを聞いた者ならば、あなたの中なる神に驚嘆し称讃するであろう」<sup>10)</sup> と驚喜せしめたことから、およその推測はつくであろう。そして同様の事情は、シュジェの伝記を書いた修道士ギョームも強調するところである。クリューニーのピエールがサン＝ドニにシュジェを訪ねた時のエピソードを彼は伝えている。それによると、壮麗な教会とは余り

に対照的なシュジェの独房の憤しさに感じ入ったピエールは、思わず呻いたと言う。

「この人は我々のように自分のためにではなく、ただ神のみのために〔教会を〕建てており、そのことで我々のすべてを非難しているのだ。」<sup>11)</sup>

修道院秩序の回復を目指した一連の改革の中でシュジェは、修道士による修道会則の厳守のために腐心したことは勿論であるけれども、一方では彼らの日常生活環境の改善にもまた意を用いた。例えば、食堂や寝室を修理・拡張するとともに、食事についてもその内容と分量の充実<sup>12)</sup>、老齢または病気の修道士に対する手当て、そして彼らの世話をする看護人の待遇改善<sup>13)</sup>、あるいは巡礼を初めとする宿泊客に対する一層の配慮から、群り集まる貧者への施物の増量<sup>14)</sup>といった措置に至るまで細々と指示している。当然、これらの措置を実施に移すためには相当の経費を新たに必要とすることになるが、この点に関しては次に述べる所領経営再建の問題と即応することになる。

### III

サン＝ドニ修道院長としてのシュジェの最大の懸案は付属教会 (basilica) の改築・再建であった。そのことは、彼自身、*Libellus alter de consecratione ecclesiae sancti Dionysii* の中で明言している<sup>15)</sup>。また1125年に、サン＝ドニの農奴とサン＝マルセルの一部の農奴に対して、総額 200 リブラでマンモルト税から解放し、この解放金を修道院の正面玄関の改修に充てるという具合に、その用途を解放証書の中で明確に特定していることから窺える<sup>16)</sup>。因に、この付属教会は636年にダゴベルツスによって建設され、その後775年に一度再建されて以来、350年を経たシュジェの時代には手狭な上に倒壊の危険さえあったといわれる。シュジェはこの教会を改築するためには何もものをも措しななかった。しかも彼は、ヨーロッパのどこにもない、コンスタンチノーブルのハギア＝ソフィアの如き壮大で華麗な教会を造ることを夢見ていたのである<sup>17)</sup>。

しかし現実問題として、修道院財政の悪化は覆いようもなく、従って何よりもまず財政の建直し、つまりは収入の増加を図らなければならなかった。増収策としてシュジェの講じた方策は多岐に亘っている。例えば、ランディ (Lendit) 大市の拡張に関するような新しい特権を機会あるごとに獲得する<sup>18)</sup>、農奴に対してマンモルト税を売却する<sup>19)</sup>、あるいは支出の削減のために葡萄の栽培、養魚池の造成、森林の用益権・狩猟権の確保等の諸施策を実施した<sup>20)</sup>。しかし何と言っても中核となるのは所領経営の改善であり、そこにおける収益性の追求

であった。そのためには正確な状況の把握が必要である。そこでシュジェは、1125年以来、修道院所領の実態調査を行ない、サン＝ドニのプレヴォ (praepositus) または封臣に対して、土地の現況、人口、正確な収入などについて報告を求めた。その結果、歴然と判明した事実は収入の著しい落込み——当然予想される収入の1/4～1/5程度の収入しか上げ得ていなかった——であり、所領管理の粗雑さであった<sup>21)</sup>。サン＝ドニの所領であるにもかかわらず、近在領主によって土地が侵害され農民に対して不当な課税が要求されていたり、アヴェ (advocatus) による誅求のために農民が逃亡し、無人の荒蕪地と化してしまっただような事例が少なくない。この過程は正しく、在地領主によるシャテルニー形成の進行過程に符合するものであり、シュジェに限らず、ルイ6世もユーグ・デュ・ピュイゼヤトマ・ド・マルルの如き小領主を制圧しながら、王領の確保・拡大にその治世の大半を費すことになった<sup>22)</sup>。

シュジェの場合、修道院の古文書によって権利関係を確認した上で<sup>23)</sup>、多くは買戻しという現実的手段で、また時には軍事力を行使して、侵害された所領や権利をサン＝ドニに復帰せしめた。例えばル・トランブレ (Trembliacum) について見れば、この村はダマルタン伯によって、平和の代償という名目の下に穀物5柵 (modus) のタイユを徴収されていた上、羊の徴発や度重なる宿営のために甚だしく圧迫されていた。シュジェは伯に対して年10リブラの支払いを条件として、伯の称するこれらの慣習税を撤廃させた。その上で彼はグランギアを備えた新しい囲い地 (curia) を造り、農民に対しては耕作用具を初め必要な生活資材を貸与した。そしてそこにシャンパールと十分の一税を復活した結果、かつてはせいぜい年間90柵程度しかなかった地代が、今や190柵となってサン＝ドニに納付されている<sup>24)</sup>。同様に、ユーグ・デュ・ピュイゼによる掠奪のために耕作がほとんど放棄された状態にあったルヴレー (Rubridum) においても、シュジェはユーグの領有契約の提案を拒絶し、むしろ城を建設し防護柵を巡らしてユーグに対抗した。そして3台の鋤を配置して耕作を復旧させた結果、20リブラほどの地代収入が100～120リブラへと著しい増加を示したのである。増加分の80リブラは付属教会の建築資金として完成時まで毎年供せられた、とシュジェは誇らしげに記録している<sup>25)</sup>。あるいはメレヴィル領主によって「サラセン人でさえしないような迫害」を加えられていたモンネルヴィル (Monarvillia) についても、シュジェは穀物2柵を代償にメレヴィル領主の課税を放棄させることに成功した。その結果、以前は僅かに10～15リブラ、100柵程度の穀物の収穫しか上げられていなかったものが、今では100リブラの収

入となって管理人の手でサン＝ドニへもたらされるようになった<sup>26)</sup>。

もとよりこれらの措置は、サン＝ドニに対する農民の旧来の負担を軽減するものでは決してなかったが、しかし農民にとっては、往々にして恣意的な、慣習を名目とした二重徴税の苦痛からは解放されたであろうし、掠奪の常習的な社会にあって、農民の生活環境の安定こそは、他の何にも増して緊要な課題であったに違いない。土地に繁栄をもたらす収益を増すためには、まず何より、正常な生産活動を阻害する種々の弊害を除去するかたわら、所領の管理体制を厳密にして農民に対する恣意的強制の機会を極力減らすことが必要であった。重要な所領にはサン＝ドニの修道士がプレヴォとして派遣されていたが、彼らは修道院長の代理として、各所領の直接管理人たるメール (major) を監督するのを初め、裁判権をも含む広範な権限を以て全般的な所領経営の任に当たった。しかしシュジェはプレヴォから上級裁判権を剝奪して、これを修道院長の専権とし、また彼らに対して自己の統率する所領の状況を直接シュジェに報告するよう義務づけた<sup>27)</sup>。そしてその一方で農民に対しては、価格の低落する収穫期に収穫物を市に出さないことや、村によってはパンを共同のパン焼所で焼かないことなども認めるとともに、必要に応じて生産用具を貸与したり、他領主の市場税や通行税を買戻したりして生産的な営農の確保に努めた<sup>28)</sup>。

シュジェはまた、12世紀後半より活発となる新村建設の先駆者的存在であった。次に挙げるのは、ヴォークルソン (Val Cresson) という新村 (villa nova) を開墾するに当って、シュジェが入植者を募った証書の一部である。

「……我々は我が参事会の総意を以て、この度建設したヴォークルソンなる新村に居住しようと思う者は何人に依らず、12デナリイのサンスを以て1アルパンと4分の1の土地を保有し、かつあらゆるタイユ及び慣習による徴収を免除されることを承認した。かくして修道院長自身の命令に依るのでなければ、かつまた修道院長自身の、院長不在の場合は副修道院長の同伴の下にでなければ、たとえ国王あるいは諸侯あるいはサン＝ドニの従者のいかなる者の召集によっても、当村から軍隊または遠征への就役または出征を求められない、かつまた修道院長のためでなければ、村外のいかなる法廷へも召喚されることはない。また、サン＝ドニの土地を受給した者は、場所を問わず1アルパンにつき4デナリイのサンス及び十分の一税を我々に支払う。但し、何人も当村に定住するのでなければ、当村に属する耕作地を受給することはできない。」<sup>29)</sup>

つまり、12デナリイのサンスを支払うことを条件に、1.25アルパン (約50ア

ール)の土地を入植者に対して分譲するというものである。さらにそれ以上の土地を取得したいと思う者は、アルバン当り4デナリィと十分の一税を納付すればよい。*Administratiōe sua gestis*によれば、シュジェのこの呼掛けに対して早速、60人の新来入植者(hospites)が実際に定住に応じ、さらに多くの者が入植を希望した。その結果、かつては野盗の巢窟のような観を呈し、2マイル四方に亘って荒蕪していた村がこれら入植者の定住・開墾によって、藺草や葦の生茂る緑野に変じたという<sup>30)</sup>。ただし、このヴォークルソンからどれ程の収益が上げられたのか、シュジェは記録していない。1145年に建設されたヴォークルソン以前にも、実はシュジェは、1137年頃カリエールに新村を建設しており、その地代収入が年額僅かに2リブラであった<sup>31)</sup>。新来入植者を募集したり、逃亡した農民を呼戻すためには、当然のことながら、地代の引下げを初めとして農民にとって最大限有利な条件を付す必要があったであろうし、従って修道院に入るべき収入も、少なくとも当初の頃は、極めて低額に止らざるを得なかったであろう。いずれにしても、ヨーロッパのほぼ全域に亘る開墾運動の進展に伴って、新村建設は12世紀後半に、とりわけ王領内において活発化していく<sup>32)</sup>。その際、シュジェの手懸けたヴォークルソンの形式——ロリス(1124年)の場合もシュジェの関与したことが十分予想される<sup>33)</sup>——は、こうした後世の新村建設のいわばモデルとなるものであった。

#### IV

カルテリエリの研究によると、シュジェの時代にサン＝ドニ修道院が所有していた所領及び教会は169カ所に上っており、その所在地は若干のものを除いてほとんどがイール＝ド＝フランスである。このうち、シュジェ自身が収入額または収穫量を記録している所領が31カ所ある。これら31所領の収入総額は年額1324リブラ、穀物309柵、葡萄酒190柵であった<sup>34)</sup>。恐らくシュジェは*Administratiōe sua gestis*の執筆に当って、収入の大幅に増加した所領や特に印象の強いものだけを記録したと考えられるが、それにしても、169カ所のうちの31カ所だけに限っても年間1324リブラ以上の収益を上げることができたわけである。院長就任以来短期間のうちに、サン＝ドニの収入は2～3倍に増加したとシュジェは記しているが、カルテリエリは5～6倍になったものと推定している<sup>35)</sup>。ベルナル・ド・クレルヴォーが一度ならず、飢饉に喘ぐ地方に対する食糧援助をシュジェに要請している事実を見ても<sup>36)</sup>、シュジェの行なった所領経営の再建努力はひとまず成功を取めたと言うことができよう。またそうで

あればこそ、比較的短期間内における付属教会の再建も可能であったし、一連の修道院改革も実現し得たのである。

しかしながら、年来の希望であった付属教会の大規模な再建事業や第2次十字軍への資金調達<sup>37)</sup>、あるいはシュジェ自身が準備を進めた十字軍計画<sup>38)</sup>のために、せつかくのサン＝ドニの財源も大方費されたりしく、シュジェ以後、サン＝ドニ修道院は再び財政的困難を抱え込むことになっていくのである。

### 註

- 1) シュジェがいつ、いかなる契機で宮廷に出仕するようになったかについては定かでない。しかし間違いなく1104年には王太子ルイ（6世）の側近にいたことが、彼の著した『ルイ6世伝』の記事から窺える。

Suger, *Vita Ludovici grossi regis*, éd. H. Waquet (*Les classiques de l'histoire de France au moyen âge*), Paris, 1964, pp. 36f.

なお、ここで言う顧問官とは宮廷内における正式の官職名ではない。

- 2) 12世紀のフランス王権にとってイングランド国王は不倶戴天の敵であったにもかかわらず、ヘンリー1世はシュジェに対して最高度の機密を打ち明けるほどに親しく接し、シュジェもまたヘンリー1世に対しては最大級の敬意を表明している。

*Epistola Sugerii ad Gaufridum comitem Andegavensem et Mathildem imperatricem*, dans A. Lecoy de la Marche éd., *Œuvres complètes de Suger*, Paris, 1867, pp. 264ff; Guillaume, *Vita Sugerii*, éd. Lecoy de la Marche, p.384; *Vita Ludovici*, éd. Waquet, p.13.

一方、ベルナルルのシュジェに対する評価は、彼が教皇エウゲニウス3世に宛てた書簡中の次の文言に尽くされている。

《Si quod magnae domus magni Regis vas in honorem apud nostram habetur ecclesiam gallicanam, si quis ut David fidelis ad imperium Domini ingrediens et egrediens, meo quidem iudicio ipse est venerabilis abbas Sancti Dionysii. Novi siquidem virum, quod et in temporalibus fidelis et prudens, et in spiritualibus fervens et humilis, in utrisque (quod est difficillimum) sine reprehensione versetur. Apud Caesarem est tanquam unus de curia romana, apud Deum tanquam unus de curia coeli.》*Epistola Bernardi*, éd. Lecoy de la Marche, p.419.

- 3) 《Ex illo jam tempore, tam a populo quam principe pater appellatus est patriae,...》*Vita Sugerii*, éd. Lecoy de la Marche, p. 398.
- 4) Ed. Lecoy de la Marche, pp. 151-209.
- 5) G. Duby, *Guerriers et paysans—Premier essor de l'économie européenne*, Paris, 1973, p.243.
- 6) 『アベラールとエロイーズ—愛と修道の手紙』（島中尚志訳）、第一書簡、岩波文庫、1964年、36頁。cf. L. Grane, *Peter Abelard*, transl. by F. and C. Crowley, New York, 1970, p.71.
- 7) *St. Bernard's Apologia to Abbot William*, transl. by M. Casey, in Bernard of



- Clairvaux, *Treatises (Cistercian Fathers Series)*, Shannon, 1970, pp. 62-63.
- 8) *The Letters of St. Bernard of Clairvaux*, transl. by B.S. James, No 80, Chicago, 1953, p.112.
- 9) *Ibid.*, pp. 112-113.
- 10) *Ibid.*, pp. 110-111.
- 11) *Vita Sugerii*, éd. Lecoy de la Marche, p. 392.
- 12) *Administration sua gestis*, éd. Lecoy de la Marche, pp. 162-163; charte de 1130 (*De commemoratione Sanctae Mariae*), éd. Lecoy de la Marche, pp. 326-331; charte de 1137 (*Testamentum Sugerii*), éd. Lecoy de la Marche, pp. 333-341.
- 13) Charte de 1140, éd. Lecoy de la Marche, pp. 349-360; *Vita Sugerii*, éd. Lecoy de la Marche, p.391.
- 14) *Administration sua gestis*, éd. Lecoy de la Marche, p. 174; *Testamentum Sugerii*, p.337; *Vita Sugerii*, p.389.
- 15) «meritis etiam repugnantibus, parvitatem meam hujus sanctae ecclesiae tantae praeficere administrationi,...praefatae molestiae correctioni, sanctorum Martyrum dominorum nostrorum suffragio raptus, ad augmentationem praefati loci toto animo, tota mentis affectione accelerare proposuimus.» éd. Lecoy de la Marche, p.217.
- 16) «quod ipsi, ad introitum monasterii Beati Dionysii renovandum et decorandum, decenas libras nostra dispositione et providentia ad idem opus expendendas nobis contulerunt.» charte de 1125 (*De hominibus villae Beati Dionysii libertati traditis*), éd. Lecoy de la Marche, p.320.
- 17) *Administration sua gestis*, éd. Lecoy de la Marche, pp. 198-199.
- 18) E.g. diplôme de Louis VI (1124), éd. J.-P. Migne, *Patrologia latina*, t. 186, cols. 1461-1462; *Vita Ludovici grossi regis*, éd. Waquet, p. 228; *Administration sua gestis*, éd. Lecoy de la Marche, p. 157; charte de 1130 (*De cultura Indicti*), éd. Lecoy de la Marche, pp. 332-333; diplôme de Louis VII (1143, 1144, 1145), éd. Migne, *P. L.*, t. 186, cols. 1465-1468; cf. A. Luchaire, *Louis VI le gros. Annales de sa vie et de son règne*, Paris, 1890, nos 315, 348, 433 etc.
- 19) *Administration sua gestis*, éd. Lecoy de la Marche, p.159; charte de 1125 (*De hominibus villae beati Dionysii libertati traditis*), éd. Lecoy de la Marche, pp. 319-322. なおシュジェは、将来、これを先例として無闇に農奴解放が行なわれることのないよう注意を与えている。  
 «Ne quis vero in posterum, simili inductus exemplo, licet non pari voto, de reliquis ecclesiae beati Dionysii praediis idem praesumat ausu temerario agere,... interdicimus sub anathematis interpositione.» *ibid.*, p. 321.
- 20) *Administration sua gestis*, éd. Lecoy de la Marche, pp. 158, 165-166, 167, 176, 181, etc.
- 21) 例えば、Mathieu le Bel による人口調査。éd. Lecoy de la Marche, p. 367; De consecratione, éd. Lecoy de la Marche, p.222.
- 22) *Vita Ludovici grossi regis*, éd. Waquet, pp. 128 et *passim*.
- 23) «Cum aetate docibili adolescentiae meae antiquas armarii possessionum revolverem cartas, et immunitatum biblos propter multorum calumniatorum improbitates

- frequentarem...》 *Administratiōne sua gestis*, éd. Lecoy de la Marche, p.160.
- 24) *Administratiōne sua gestis*, éd. Lecoy de la Marche, pp. 159-160.
- 25) *Administratiōne sua gestis*, éd. Lecoy de la Marche, pp. 169-170. M. ブロック『フランス農村史の基本性格』(河野健二他訳), 創文社, 1959年, 図版第Ⅱ図参照。
- 26) *Administratiōne sua gestis*, éd. Lecoy de la Marche, pp. 168-169.
- 27) E.g. *Administratiōne sua gestis*, éd. Lecoy de la Marche, pp. 162, 171-173, 184-185. メールについては, e.g. *ibid.*, pp. 159, 167, 169. v. M. Aubert, *Suger*, Abbaye S. Wandrille, 1950, p. 23.
- 28) E.g. *Administratiōne sua gestis*, éd. Lecoy de la Marche, pp. 156-157, 169, 182. cf. Aubert, *op. cit.*, pp. 22-23.
- 29) «communi consensu capituli nostri, concessimus ut quicumque in quadam villa nova quam aedificavimus, quae Val Cresson appellatur, manere voluerint, mensuram terrae, arpennum unum videlicet et quartam arpentis partem pro duodecim denariis census habeant, et ab omni tallia et exactoria consuetudine immunes existant. Ita ut ne de villa sua alicujus seu regis, seu principis, seu servientis Beati Dionysii submonitione, nisi propria abbatis jussione in exercitum aut expeditionem, et cum persona ipsius, vel cum priore si abbates defuerint, proficiant aut exeant, nec extra villam suam pro quolibet nisi pro abbate placitent. Et de arpenno terrae Beati Dionysii, ubicumque illud acceperint, quatuor nummos census et decimam nobis persolvant: nec quisquam terram eidem villae adjacentem, nisi in ea mansionarius fuerit, excolendam suscipiat.» charte de 1145 (*In gratiam eorum qui manere voluerint in villa appellata Val-Cresson*), éd. Lecoy de la Marche, pp. 360-361.
- 30) *Administratiōne sua gestis*, éd. Lecoy de la Marche, p. 165.
- 31) *Administratiōne sua gestis*, éd. Lecoy de la Marche, p. 185; charte de 1137 (*De Quarrerria quae pertinet ad thesaurarium*), éd. Lecoy de la Marche, pp. 342-343.
- 32) M. ブロック, 前掲訳書, 22頁以下。同『封建社会』I (新村猛他訳), みすず書房, 1973年, 244頁以下。
- 33) Luchaire, *Annales*, n° 355; A. Huguenin, *Suger et la monarchie française au XII<sup>e</sup> siècle*, Paris, 1857 (Genève, 1974), pp.230ff.
- 34) O. Cartellieri, *Abt Suger von Saint-Denis*, Berlin, 1898, pp. 104, 178-185.
- 35) Charte de c.1140, éd. Lecoy de la Marche, p. 350. Cartellieri, *op. cit.*, p. 104.
- 36) *The Letters of St. Bernard of Clairvaux*, Nos. 406-407.
- 37) 出征中のルイ7世より摂政のシュジェに宛てられた書簡の内容は, そのいずれもが軍資金の催促である。 *Epistola Ludovici regis ad Sugertium*, éd. Migne, *P.L.*, t. 186, cols. 1350-1351, 1357-1358, 1365-1366, 1374-1375, 1378-1379. これに対してシュジェは国庫よりの支出は勿論, テンプル騎士修道会からの借入れ, サン＝ドニ修道院からの持出しによって工面した。 *Vita Sugerii*, éd. Lecoy de la Marche, pp. 394f.
- 38) *Epistola Sugerii ad Petrum cluniacensem abbatem*, éd. Lecoy de la Marche, pp. 268-269; *Vita Sugerii*, éd. Lecoy de la Marche, pp. 398ff. v. Aubert, *op. cit.*, pp. 58-59.